

大阪府による各種税金納付への「PayB」導入について

当社は、大阪府（大阪府大阪市、知事 松井 一郎、以下「大阪府」）との間で、大阪府の各種税金の納付手段として、当社が提供するスマートフォン決済アプリ「PayB」を導入し、本日より取扱いを開始しましたので、以下の通りお知らせ致します。

1. 本件合意の背景

今回大阪府が採用する「PayB」の払込票決済機能は、コンビニエンスストア等での支払いで利用される払込票のバーコードを、スマートフォンのカメラ機能で読み取り、登録した銀行口座から即時に支払いができるサービスで、都道府県の導入としては宮崎県、滋賀県に次ぎ三例目となります。

これにより、大阪府では、納税者に対し、いつでも、どこでも簡単に支払いができる利便性の高い支払方法を提供することが可能になります。また「PayB」を利用する納税者には支払手数料等やシステム利用料等の負担はございません。

【ご利用の流れ】※画像はイメージです



【対象税目】

自動車税、個人事業税、不動産取得税、法人府民税、法人事業税（地方法人特別税を含む）、府民税利子割、府民税配当割、府民税株式等譲渡所得割、ゴルフ場利用税、軽油引取税、宿泊税

※ただしPayBで納税できるものは、納付用紙のうちコンビニ収納用のバーコードの印字があるものに限りです。

2. 今後の予定

現在、地方公共団体、および各種公共サービス、通販事業者等での「PayB」払込票決済の導入が進んでおり、当社は、今後も「PayB」の加盟店の普及・拡大を推進するとともに、提携金融機関の拡大や各種機能向上を通じてユーザーの利便性向上を図って参ります。

【関連リンク】

大阪府：<http://www.pref.osaka.lg.jp/>

<http://www.pref.osaka.lg.jp/zei/alacarte/payb.html>

ビルングシステム株式会社：<http://www.billingsystem.co.jp/>

PayB専用サイト：<https://payb.jp/>

【本件に関するお問い合わせ先】

ビルングシステム株式会社 アライアンス営業部

〒100-0011 東京都千代田区内幸町1-1-1 帝国ホテルタワー13F

TEL：03-5501-4402

以上